

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 6日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住 所	大阪府大阪市中心区久太郎町2-5-30
氏 名	前田建設工業株式会社 関西支店 常務執行役員支店長 坂口 伸也 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	06-6243-2414
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	前田建設工業株式会社関西支店(東大阪市管轄内作業所)
事業場の所在地	東大阪市内
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高: 609.46億円(税込) (令和5年度支店全体)
③従業員数	355名(関西支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別添2 管理体制図による	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	【前年度(令和5年度)実績】
	産業廃棄物の種類
	排出量
	(これまでに実施した取組) ・省梱包による現場搬入 ・プレカット(LGS、ボード)を実施 ・有価物の分別の徹底(スクラップ、電線、ダンボール等)
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	排出量
	(今後実施する予定の取組) ・資材、工具、用品を転用し有効利用を図る ・材料持ち込みのユニット化 ・廃棄物の発生が少ない工法の採用 ・余剰材の引き取り ・残コンの有効利用
別添3 令和5年度実績による	
別添4 令和6年度目標による	
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定建設資材は、4品目(コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスコン)に分別。その他紙くず、廃石膏ボード、金属、廃プラなどは4品目以上に分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別する予定の産業廃棄物の種類は現状を維持。 ・小口回収システムをさらに定着させる。 ・分別ヤード確保と分別品目・方法の見える化

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(令和5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(令和5 年度)実績】		

産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組) ・実施なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t	t
	・実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t	t
	・実施の予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別添3 令和5年度実績による	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・電子マニフェストの使用率を上げるため原則紙マニフェスト使用禁止としている。			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	別添4 令和6年度目標による		
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り優良認定処理業者から選定する。・さらに電子マニフェストの使用率向上に取り組む。・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。・再資源化率の高い処理業者を優先的に選定していく。・委託先処理業者に対して定期的な現地確認等を実施する。			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

総合工事（解体工事を含む）

- ・ 優良認定業者の積極的活用
- ・ 産業廃棄物の処理状況の定期的な確認の実施
- ・ 電子マニフェストの利用（原則）
- ・ 分別の実施
- ・ 石綿含有廃棄物 → 最終処分場に委託処理
- ・ がれき類
→ ①法令等に基づいた上で、自ら利用できる場合は現場内利用。
②再生処理業者に委託して再資源化。
- ・ 建設汚泥
→ ①法令等に基づいた上で、自ら利用できるものは現場内利用。
②再生処理業者に委託して再資源化。
- ・ その他 → 原則、再生処理業者に委託して再資源化。

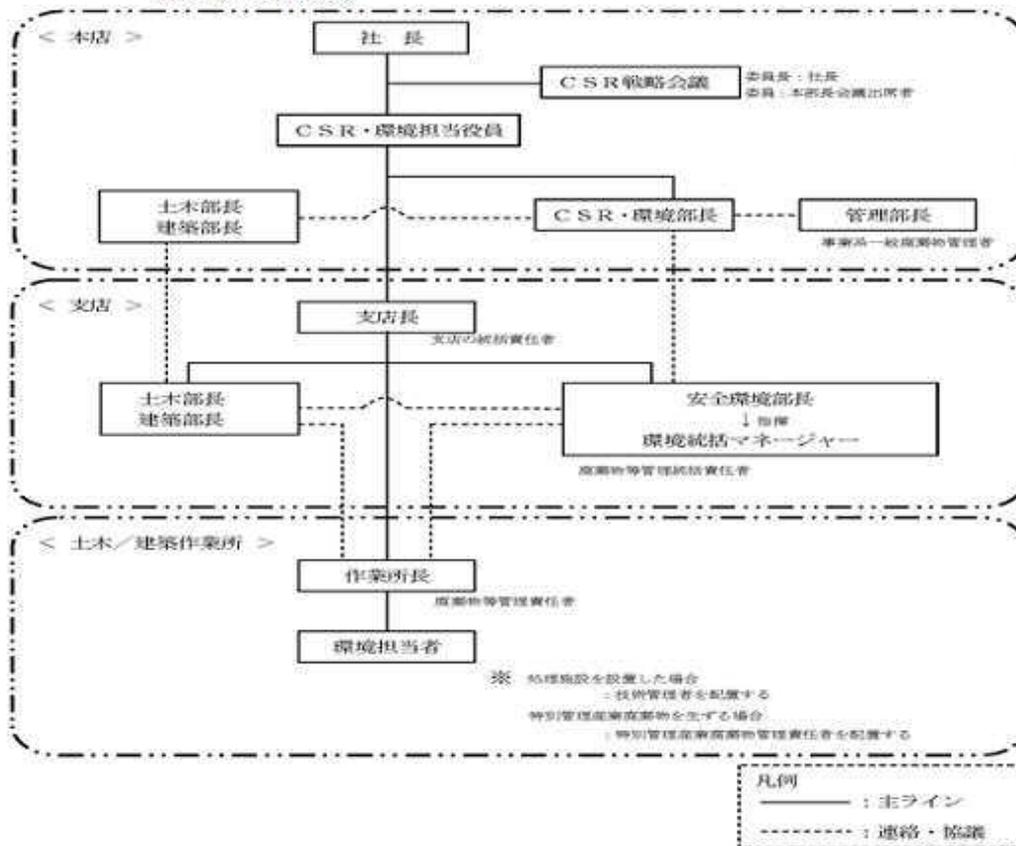
別添2 管理体制図

廃棄物処理に関する管理体制

別紙

支店統括責任者	関西支店長
廃棄物等管理統括責任者	環境統括マネージャー
支店長	①支店の統括責任者 ②廃棄物処理委託契約の承認 ③廃棄物等管理統括責任者の任命
支店安全環境部長 環境統括マネージャー	①環境統括マネージャーの指揮 ①支店の廃棄物等管理統括責任者 ②廃棄物等の実績把握と本店への報告 ③マニフェストの運用管理及び保管 ④廃棄物処理委託業者の調査、及び承認時の確認
支店土木部長・支店建築部長	①廃棄物処理委託業者との委託契約の承認 ②マニフェストの運用管理
作業所長	①廃棄物等管理責任者 ②産業廃棄物処理施設を設置する場合、技術管理者の指名 ③特別管理産業廃棄物を生ずる場合、特別管理産業廃棄物管理責任者の指名
環境担当者	①マニフェストの運用管理 ②産業廃棄物等の分別、保管、処理の管理 ④廃棄物の排出実績の記録

廃棄物管理体制図



【別添3】 前 年 度 【令和 5 年 度】 実 績

排 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-30	前田建設工業株式会社 関西支店	安全環境部		06-6243-2414	06-6243-2421	

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況											⑩直接及び自ら (⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑩+⑬+⑭+⑮)					⑫+⑬	⑭+⑮
		①排出量 (t)	②自ら直接再生利用した量 (t)	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理した後再生利用した量 (t)	⑨自ら中間処理し自ら埋立処分又は洋投入処分した量 (t)	⑩自己処理した後の処理委託量 (t)	委託先による区分					⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)		
コード	名 称											⑬再生利用者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑯熱回収施設設置者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑰その他の中間処理委託量(t)	⑱埋立処分委託量(t)			
コード参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑱除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行う処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑰～⑱を除く)	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したものの(自動計算)	③の量と③の量を合計したものの(自動計算)
1	200 汚泥	7									7	7	0	0	0	0	0	0	
2	600 廃プラスチック類	1									1	1	0	0	0	0	1	0	
3	800 木くず	1									1	1	0	0	0	0	1	0	
4	1322 廃石膏ボード	0									0	0	0	0	0	0	0	0	
5	1501 コンクリート破片	2,120									2,120	2,120	0	0	0	0	0	0	
6	1502 アスコン破片	58									58	58	0	0	0	0	0	0	
7	1500 その他がれき類	0									0	0	0	0	0	0	0	0	
8	2010 建設混合廃棄物(安定型)	0									0	0	0	0	0	0	0	0	
9	2020 建設混合廃棄物(管理型)	622									622	622	0	0	0	0	616	0	
10	2440 石綿含有がれき類	0									0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		2,808	0	0	0	0	0	0	0	0	2,808	2,808	0.0	0	0	0	618	0	

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

【別添4】 今 年 度 【令和 6 年 度】 目 標

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-30	前田建設工業株式会社 関西支店	安全環境部		06-6243-2414	06-6243-2421	

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況											⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑩+⑬+⑭+⑮+⑯)			②+⑧	③+⑨			
		①排出量	②自ら直接再生利用した量(t)	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量(t)	⑤④のうち熱回収を行った量(t)	⑥自ら中間処理した後の残量(t)	⑦自ら中間処理により減量した量(t)	⑧自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨自ら中間処理した自埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量(t)	委託先による区分						⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)		
		コード	名 称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	⑪再生利用業者への処理委託量(t)	⑫熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑬輸送前処理業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑭その他の中間処理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)	⑪の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑫の量と⑬の量を合計した量(t)	⑭の量と⑮の量を合計した量(t)
1	200	汚泥	6									6	6	0	0	0	0	1	0	0
2	600	廃プラスチック類	1									1	1	0	0	0	0	1	0	0
3	800	木くず	1									1	1	0	0	0	0	1	0	0
4	1322	廃石膏ボード	0									0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	1501	コンクリート破片	1,908									1,908	1,908	0	0	0	0	382	0	0
6	1502	アスコン破片	52									52	52	0	0	0	0	10	0	0
7	1500	その他がれき類	0									0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	2010	建設混合廃棄物(安定型)	0									0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	2020	建設混合廃棄物(管理型)	560									560	560	0	0	0	0	112	0	0
10	2440	石綿含有がれき類	0									0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			2,527	0	0	0	0	0	0	0	0	2,527	2,527	0	0	0	0	507	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。